

## 平成29年第6回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月6日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第40号 氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第42号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議案第43号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第44号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第45号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第46号 指定管理者の指定について（宮原浄化センター）
- 日程第11 議案第47号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）
- 日程第12 議案第48号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）
- 日程第13 議案第49号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）
- 日程第14 議案第50号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）
- 日程第15 議案第51号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）
- 日程第16 議案第52号 八代広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第17 同意第 4号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第 5号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 6号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 西 尾 正 剛	2 番 木 下 厚
3 番 河 口 涼 一	4 番 清 田 一 敏
5 番 長 尾 憲 二 郎	6 番 吉 川 義 雄
7 番 上 田 俊 孝	8 番 三 浦 賢 治
9 番 米 村 洋	11 番 片 山 裕 治
12 番 上 田 健 一	

4. 欠席議員 (1名)

10 番 松 田 達 之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 畑 野 照 美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 濤 岡 美 智 代	税 務 課 長 西 田 美 子
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 増 永 光 幸
農業振興課長 前 田 昭 雄	農地整備課長 尾 村 幸 俊
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 稲 田 和 也
商工観光課長 平 山 早 苗	会 計 管 理 者 橋 本 智 明
学校教育課長 岩 本 博 美	生涯学習課長 山 本 昭 義
農業委員会事務局長 星 田 達 也	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第6回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、河口涼一君、4番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

松田議員から本定例会に対して、入院療養のため出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価等の報告書が提出されていますので報告します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、平成29年第2回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成29年10月4日に、熊本県町村議会議長会議員研修会が美里町で開

催され、議長ほか2名が出席しましたので報告します。

次に、平成29年11月9日から10日に、熊本県町村議会議長会理事会が芦北町で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成29年11月15日に、熊本県主催の熊本県防災・危機管理トップセミナーが熊本市で開催され、議長と副議長が出席しましたので報告します。

次に、平成29年11月17日に、熊本県町村議会議長会議会広報研修会が熊本市で開催され、西尾委員長ほか2名が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 4 議案第40号 氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第42号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議案第43号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第44号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第45号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第46号 指定管理者の指定について（宮原浄化センター）
- 日程第11 議案第47号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）
- 日程第12 議案第48号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）
- 日程第13 議案第49号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）
- 日程第14 議案第50号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）
- 日程第15 議案第51号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）
- 日程第16 議案第52号 八代広域行政事務組合理約の一部変更について
- 日程第17 同意第 4号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第 5号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 6号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について
- 議長（上田健一君） 日程第4、議案第40号、氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから、日程第19、同意第6

号、氷川町固定資産評価委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

町長の所信表明演説と提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。二十四節気の一つ大雪を明日に控えて、一段と寒さが増してまいりましたが、議員各位におかれましては日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、平成29年第6回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方にはお繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

3期目を迎えて、提案理由の前に町政運営にあたります所信を少し述べさせていただきます。

まずは、政治姿勢であります。1期目、2期目同様にこの姿勢は変わっておりません。確認をさせていただきます。

一つ目は、融和と連携であります。氷川町が誕生して12年が経過をいたしました。氷川町民としての融和をさらに深め、一丸となってまちづくりに邁進できる環境をつくってまいりたいというふうに考えております。また、国、県はもとより、八代市をはじめ、他の自治体との連携を図り、氷川町の発展につなげてまいります。

二つ目は、継承と再生であります。先人の皆様方が築いてこられました産業、伝統文化、風土を守り、育むとともに必要な再生を図り、次の世代へ継承をしております。

三つ目は、創造と展開であります。現在の社会経済情勢は日に日に変動いたしております。時流を捉えた新しい視点と発想による施策を創造し、一つ一つ着実に展開を図ってまいります。

次に、施政方針であります。

熊本地震から1年8カ月を迎えますが、町内における被災家屋、約1,000棟のうち約350棟の解体作業は終了をいたしました。ただ、まだ60世帯を超える皆様方が応急仮設住宅あるいはみなし仮設住宅において避難生活を余儀なくされております。一日も早くもとの生活に戻っていただくための支援を継続するとともに、熊本地震からの復旧・復興を最優先に取り組んでまいります。

また、地方創生総合戦略に基づく事業展開の3年目を迎えております。残り2年半でございます。掲げました目標達成に向け、継続して事業を推進してまいります。

次に、それぞれの分野における施政の方針を述べさせていただきます。

1点目は、魅力と活力のある産業の振興を図ってまいります。

先ほど申し上げました総合戦略の目標である1次産業の復活を踏まえ、農業所得の向上に向けた氷川ブランドの確立と流通の拡大を図ります。

農業生産基盤の整備として、現在取り組んでおります県営湛水防除事業の推進、地区内排水路の整備、併せまして不知火干拓が入植から50年を経過をいたしました。道路、排水路等々かなり老朽化をいたしております。従いまして、向こう4年、この不知火干拓の再生に向けましての取り組みを始めてまいりたいというふうに思っております。

農業後継者を確保するため、担い手、特に認定農業者、併せまして集落営農組織、また農業生産法人を積極的に支援をしております。

雇用を創出するための企業誘致も促進してまいりたいというふうに思っております。特に宇城氷川スマートインターチェンジ横にあります元旦ビューティ工業様が所有されております工業用地につきましては、いち早い活用を目指して、これからもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

商工業の活性化のためには地域の皆様方が地域でお買い物をしていただかなくてはなりません。まさにコミュニティビジネスの展開と起業家を支援をしております。特に経営の持続化と、それから経営革新の支援、新規創業の支援につきましては、これまで以上に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

2点目は、みんなが安心して暮らせる町の構築を目指してまいります。

支援を要する皆様方を地域で支える仕組みを構築したいというふうに考えております。特に現在、社協が担っております地域包括ケアシステムの構築、併せまして高齢化が一段と進んでおります。高齢者の皆様方の交通手段の確保につきましても新たな展開を図るべき時期にきているというふうに思っております。

安心して子育てができる環境をつくるために、保健医療体制の確立と個別指導の充実を図ります。特に病中・病後の保育につきましては、まだ手がつけられておりません。このことにつきましても八代市、氷川町連携をして取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、中学3年生までの医療費の無料化を実施をいたしておりますが、やはり子育て世代の皆様方の支援は必要というふうに考えておりまして、高校3年生までの医療費の無料化を実現をさせたいというふうに思っております。できれば早い時期に取り組みたいという思いがございまして、来年度予算への反映につきましても今検討を進めているところでございます。

健康でいきいきと暮らすためには、健診体制、予防活動の充実と地域の健康づくり活動を進める必要があります。これまで保健師を増員し、あるいは管理栄養士を導入し、それぞれが町民の皆様方の健康管理に努めてきたところであります。これからはさらにその度合いを深めていきたいというふうに思っております。併せまして、高齢化が一段と進んでおります。氷川町の高齢化率も36%を超えたところで

ありまして、そのことを考えますと、高齢者の皆様方がやはりこの地域でいきいきと暮らしていくための見守り等々も必要であろうというふうに思っておりますし、特に医療と介護、福祉の連携が必要であります。現在、氷川町、八代市、八代市郡医師会で締結をいたしました在宅医療と介護の連携に関する協定に基づきまして、八代地域在宅医療・介護連携支援センターを八代市の仮庁舎のなかに設置をいたしております。これから先のこの連携をどういった形で図っていくのかという計画の策定を進めているところであります。これは、やはり大変重要な課題であるというふうに思っておりますし、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3点目は、人を育む教育の振興であります。

特色のある教育活動を促進するための環境を整備してまいります。現在取り組んでおりますICT事業、いよいよ今年度が3年目で施設、備品の整備が整いました。3年間のうちにかなりこの事業も進んでいるわけでございますが、これからもさらにこのICTを活用した事業を展開をしてみたいというふうに思っております。そのためにも学習支援の配置、これまで単独で11名配置をいたしておりますが、必要な支援員の配置もこれからも配置を進めてまいりたいというふうに思っております。併せまして、かなり夏場は暑い日が続いておりますし、校舎のなかの温度というものも相当数、温度が上がっているのかなというふうに思っておりますし、現場の皆様方のご苦勞あるいは子どもたちの教育環境として本当にふさわしい環境であるのかということが今懸念をされているところであります。従いまして、5つの学校全教室にエアコンの設置を図ってまいりたいというふうに思っております。これも4年間のなかでできればぜひ実現をさせていきたいというふうに思っておりますし、既に教育委員会のほうにはその指示を済ませたところであります。

現在進めておりますコミュニティスクールの充実を図ってまいります。他の自治体に先んじてこのコミュニティスクールに取り組んでまいりました。先んじて取り組んだこの事業がこれからもさらに他の地域よりも先をいくコミュニティスクールでなくてはなりません。そういったことを考えますと、やはり更なる充実を図る必要があるというふうに思っております。

町の歴史、伝統文化を次の世代へよりよい形で継承するために、歴史的資産の保全・整備と活用を図ってまいります。それぞれの施設につきましては、これまでいろんな調査を行ってまいりました。熊本地震によりまして相当な被害も出ております。そういった復旧・復興も進めていくつもりでございます。

そして、何と言いましても学校教育だけでは足りない部分もあるというふうに思っておりますし、生涯学習あるいは生涯スポーツが必要であろうというふうに思っ

ております。これまで学校教育現場の話題が中心にありましたけれども、これからやはり生涯学習、社会体育、それぞれライフスタイルに応じた様々な機会を創出する必要があるというふうに思っております、このことにつきましても教育委員会のほうに指示をいたしております。更なる機会の提供というものをぜひ行っていただきたいというふうに考えております。

4点目は、安全で快適な生活環境の整備であります。ゴミ処理及び下水道処理事業の広域化を目指してまいります。

下水道事業につきましては、竜北処理区の事業が今年度で完了をいたします。まだまだ接続率が低うございますので、その接続につきましても力を進めてまいります。宮原処理区の施設が老朽化をいたしております。いち早く取り組まれたわけでございます、ただその分、老朽化が著しいわけでございます。この宮原処理区の下水道の処理につきましては、八代北部流域下水道への編入を今模索をしているところであります、基本的には県、八代市、宇城市、氷川町の合意のもとにこの編入が整うわけでございます、今その事務を進めているところであります。ぜひその編入の手続きを済ませまして、具体的ないわゆる工事に入っていかなければなりません。いち早い着手を目指してまいります。

また、ゴミ処理につきましては八代市との広域処理、今現在も行っているわけでございますが、楯にありますクリーンセンターで今処理を行っております。ご承知のとおり八代市のほうで新しい環境センターを建設中でありまして、来年の7月から供用開始、いわゆる試行、10月から本格稼働というふうになっております。それを前提にその後のクリーンセンターのあり方というものを今、八代市、氷川町、生活環境事務組合で協議をしているところであります。おおむね方向性は見えてきたところであります、要は平成35年度まではクリーンセンターの稼働が可能でございますので、それまではしっかりと使っていく。氷川町にとりましては、平成35年度以降の氷川町のゴミをやはり八代市と一緒に広域で処理をしていくという方向を今目指しているところであります、八代市が新しくつくっております環境センターでの広域処理というものを目指して、さらに議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

命を守る防災施設、組織の確立と情報伝達システムの充実を図ってまいります。

現在取り組んでおります地域防災計画の策定、今2年目でございます。来年度までそれぞれの地域で地域ごとの防災計画の策定をするところであります、計画をつくるのが目的ではありません。それぞれの計画に基づきましたそれぞれの地域の取り組み、あるいはいざというときに地域でしっかりと支え合う組織、形というものをぜひつくりあげていきたいというふうに思っております。

また、今年度から着手をいたしております防災行政無線のデジタル化を3年で完了させたいというふうに思っております。現在、役場庁舎総務課裏に新しい危機管理室を建設中であります。防災無線室を兼ねた危機管理室でありまして、本年度その完了を図ります。来年度、屋外の無線施設の整備、3年目、平成31年度に各世帯の個別受信機の整備を図りたいというふうに考えております。

また、八代広域行政事務組合でもっております広域消防、鏡消防署の氷川分署の今、建設が行われております。国道3号線沿いに今、建設中であります。来年の3月には完成、4月から供用開始という運びになっております。計画どおり供用開始ができますようにしっかりと取り組んでまいります。

また、昨年熊本地震を踏まえまして、いざというときの避難場所の確保が必要であるというふうに思っております。当然、各学校施設あるいは公共施設がその避難所になるわけですが、避難には必ず車両を使われるわけですが、その車の駐車場というものが少のうございます。従いまして、役場の西側にあります鹿島駐在所の横の約3,000平米の用地を駐車場用地として確保をいたしました。来年度、その整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

環境に優しい暮らしを推進するためにクリーンエネルギーの活用と循環型社会の構築を支援してまいります。先ほど申し上げましたゴミ処理を広域化するにいたしましても、やはりゴミの減量化は進めていかななくてはなりません。そういったご支援も含めまして、またそれぞれ住民の皆様方の減量化に対するそれぞれの意識というものを高めていかななくてはなりません。その取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

最後、5点目は、住民自治を支える行政運営でございます。

何と言いましてもこの基礎自治体としての役割を果たしていくためには、健全な財政の堅持と行政改革を推進する必要があるというふうに思っております。平成17年の合併当時ありました財政調整基金の金額が7億円ございました。平成28年度決算におきます財政調整基金の金額が今26億円まで積み増しをしたところあります。この財政調整基金には国のほうもそんなに基金を貯めてどうするんだというようなご批判、評価もあるわけですが、この財政調整基金というものは私どもにとりまして大切ないわゆる貯金でございまして、いざというときの対応あるいはこれから進めてまいります事業の展開には必要な財源でありますので、そのことは国のほうにも理解をしていただきますように積極的に取り組んでまいりたいというふうに思いますし、必要な財源は確保していきたいというふうに思います。そして、投資をするべきところにはしっかり投資をし、節約するところはしっかりと節約をする、その姿勢を貫いてまいりたいというふうに思います。

役場組織機構の改革も必要だというふうに考えております。合併をいたしまして12年が経過をいたしました。この12年間の歩みというものを振り返ってみまして、役場機構、今の形でいいのかというものもぜひ検証をし、必要な改革は行わせていただきたいというふうに思います。町政を担う職員としての意識の改革と職員教育を推進してまいります。何と言いましても役場、この行政を進めていきますその原動力は職員の皆様方であります。その職員の皆様方がしっかりと自己研鑽を重ね、そして職員としての誇りと自信をもてるような取り組みも進めてまいります。そして、町民の皆様方の付託に応えるべき職員像を目指してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上、それぞれ5つの目標を掲げて話をしました。それをトータルいたしましたのが、いわゆるコンパクトタウンの実現であります。全ての機能を備えた、氷川町内にその機能を備えたコンパクトな町というものをぜひつくりあげていきたいというふうに考えております。

いよいよ合併の真価を問われる時期を迎えております。ただいま述べました政治姿勢と施政方針を基本に地方創生総合戦略並びに現在策定をいたしております第2次氷川町総合振興計画を目標に掲げ、公平・公正・公明な行政運営を行い、町民の皆様方に元気を、地域に活力を取り戻し、安心して暮らせ、幸せを実感できる町、持続可能な田園都市、氷川を創造するため、全身全霊を傾注して精神誠意努力していくことをここにお誓いを申し上げます。なお、これらのことを実現させるためには、議員各位をはじめ、町民の皆様方のご理解とご協力が不可欠であります。ともに情報を共有し、一致団結して前進していただけますようご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例制定及び改正、その他9件、平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算4件、同意3件でございます。

議案第40号は、氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、制定をするものであります。

議案第41号は、氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に伴い、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,071万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ76億3,381万4,000円とするものでございます。

議案第43号は、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

でありまして、歳入歳出それぞれ730万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ24億7,257万3,000円とするものであります。

議案第44号は、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ126万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ15億8,019万6,000円とするものであります。

議案第45号は、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ648万3,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ4億6,853万5,000円とするものであります。

議案第46号から議案第51号までは、宮原浄化センター、氷川町立神峡公園、氷川町竜北物産館、氷川町農産加工研修センター、竜北福祉センター、宮原福祉センター、宮原ふれあいセンター、氷川町まちづくり酒屋の指定管理者の指定について、議会の議決を経るものであります。

議案第52号は、八代広域行政事務組合理約の一部変更について、議会の議決を経るものであります。

同意第4号から同意第6号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、所信表明並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田健一君） これから、議案第40号から順次、詳細説明を求めます。

農業委員会事務局長、星田達也君。

○農業委員会事務局長（星田達也君） それでは、議案第40号の説明をいたします。

氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例を定める必要があるものでございます。

それでは、1枚開けていただきたいと思います。第1条で法の規定に基づく農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める趣旨を定め、第2条で農業委員14人、第3条で農地利用最適化推進委員13人と定めております。また、選任に関する手続き等については、規則に委任するよう定めております。附則におきまして、この条例の制定に伴いまして、氷川町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するとともに、経過措置としまして現在の農業委員につきましては任

期満了まではそのままの条例で運用するというを謳っております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号の説明をいたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、氷川町農業委員会委員の報酬額の内容の変更及び氷川町農地利用最適化推進委員を新たに追加するため、条例を一部改正する必要があるものでございます。

それでは、添付されております新旧対照表で説明を行いたいと思います。2枚開けていただきたいと思います。現行では農業委員会の会長が年額24万1,000円、委員が年額20万5,800円となっておりますが、改正案ではこの金額をそれぞれの基本額として新たに活動実績や成果実績に伴うものを能率額として上乗せするものでございます。さらに農地利用最適化推進委員が新設されますので、農業委員と同額で設定するものでございます。これにつきましても40号と同じように新たに農業委員及び農地利用最適化推進委員になられた方から適用するものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第42号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

予算書を開けていただき、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,381万4,000円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。第2表、地方債補正でございます。限度額の変更です。1、総務債を2億6,795万9,000円に、2、土木債を2億540万円に補正するものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

10ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、3節、職員手当等1,454万2,000円につきましては、時間外勤務手当と退職手当組合負担金で不足が見込まれますので補正を行うものでございます。

4節、共済費につきましても共済組合納付金の不足が見込まれ、210万円を計上しております。

次に、11ページ一番下から12ページになりますが、20項、選挙費、15目、

町長及び町議会議員選挙費、1節、報酬から14節、使用料及び賃借料までについて、選挙が無投票になりましたので、不用額を524万円減額しております。

15ページをご覧ください。15款、民生費、15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、11節、需用費387万2,000円は、電気料と下水道使用料に不足が見込まれるため補正するものでございます。

18節、備品購入費の120万円は、食堂の冷蔵庫が老朽化により故障し、買い替えるものです。

16ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、13節、委託料の熊本地震損壊家屋解体撤去委託料7,576万7,000円の減額は、公費解体が終了し、不用額を減額するものです。

15節、工事請負費の1,623万3,000円の減額につきましては、仮置き場の整備を損壊家屋解体撤去委託料に含めて整備することにより不用となったものです。

19節、負担金補助及び交付金の菊池市環境保全協力金は、災害廃棄物を菊池市にある処理場でする際に処理場周辺の環境整備を行うために求められるもので、200万円計上しております。また、損壊家屋等解体撤去済費用補助金9,000万円は自主解体になりますが、不足が見込まれるため補正するものでございます。

25款、農林水産費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金及び交付金の主なものは、農地バンクを経由して農地を貸したり、借りたりする場合に交付される機構集積協力金事業費補助金1,135万1,000円です。財源は全額県補助金となります。

18ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋梁費、15目、道路新設改良費、13節、委託料の町道氷川中南線用地測量業務委託料250万円につきましては、国庫補助金であります防災安全社会資本整備交付金の交付決定により計上するもので、併せまして15節、工事請負費に350万円、17節、公有財産購入費に300万円を計上しております。また、15節、工事請負費の町道南高野4号線外、道路改良工事370万円は地区要望によるもので、併せまして17節、公有財産購入費38万円、22節、補償補填及び賠償金の立木補償金として116万4,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、20目、農林水産費国庫補助金、5節、農業費補助金428万8,000円につきましては、次の8ページのなかほどにございます70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産費県補助金、5節、農業費補助金の台風被害農産物生産復旧支援事業補助金で同額を減額しており

ます。国の支援事業として平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業ができましたので、該当する補助金を国庫補助金へ組み替えるものでございます。

8ページが一番下になります。70款、県支出金、15項、委託金、5目、総務費委託金、5節、総務費委託金21万4,000円は、権限移譲事務委託金の交付決定により計上するもので、それぞれの事業に充当しておりますので、歳出のほうでは財源組み替えの表示を行っております。

9ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、雑入、5目、雑入、5節、雑入2,385万9,000円は、平成28年度後期高齢者医療給付費事業の完了に伴う負担金精算により返還金がありますので計上するものです。

99款、町債、5項、町債、20目、土木債、15節、合併特例債1,260万円は、道路新設改良事業の財源に充てるものでございます。

21ページから24ページの給与費明細書及び地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第42号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第43号から議案第44号までをご説明いたします。

まず、議案第43号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,257万3,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

7ページ、歳出をお開きください。補正といたしまして、10款、保険給付費、5項、療養諸費、10目、退職被保険者等療養給付費、19節、負担金補助及び交付金730万円は、診療報酬において11月請求分までの実績と今後の見込みから予算の不足が見込まれるため補正するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。

ページを戻りまして、6ページ、歳入をお開きください。45款、5項、繰越金、

10目、5節、その他繰越金730万円を計上しております。

以上で、議案第43号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第44号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,019万6,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。債務負担行為でございます。氷川町通所型サービス事業委託業務限度額2,955万6,000円、氷川町一般介護予防事業委託業務限度額1,471万6,000円で、期間はどちらも30年度から32年度までといたしております。

次に、歳出からご説明いたします。

8ページ、歳出をお開きください。主な補正といたしまして、5款、総務費、15項、介護認定審査会費、5目、認定調査費、13節、委託料51万1,000円は、制度改正に伴う電算システム改修委託料です。

35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、23節、償還金利子及び割引料71万1,000円は、介護給付費負担金等の精算に係る国、県、支払基金、それぞれへの返還金でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

ページを戻りまして、7ページ、歳入をお開きください。45款、5項、5目、5節、繰越金126万5,000円を計上いたしております。

以上で、議案第44号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第45号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。歳入歳出予算の

補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,853万5,000円とする補正でございます。増額の主な理由といたしましては、新築住宅建設による下水道工事費及び下水道工事に伴う上水道移設補償費の増額補正であります。

まず、歳出からご説明いたします。

7ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、15目、公共下水道建設費、15節、工事請負費の管渠築造工事350万円は、新築住宅建設計画による下水道工事費の増額補正であります。

22節、補償補填及び賠償金の上水道移設補償費270万円は、新築住宅建設計画による下水道工事に伴いまして、移設補償費の増額補正であります。

続きまして、歳入の説明に入ります。

6ページをご覧ください。25款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金について、下水道工事費及び上水道移設補償費等の財源として648万3,000円を増額するものです。

以上で、議案第45号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第46号をご説明いたします。

宮原浄化センターの指定管理者の指定についてで、提案理由は、氷川町下水道条例第2条の5の規定に基づき、宮原浄化センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、熊本市中央区水前寺公園28番43号、九州テクニカル・浄化槽管理センター業務委託共同企業体、九州テクニカルメンテナンス株式会社、代表取締役社長、杉本陽児を指定管理者とし、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間指定するものです。

国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録規定の登録を受けた有資格者を対象に公募し、説明会に3社の参加がありましたが、応募されたのは、現在の指定管理者である九州テクニカル・浄化槽管理センター業務委託共同企業体の1社でした。候補者選定委員会では、この1社の評定を行い、高得点を得たので、指定管理者として指定するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 商工観光課長、平山早苗君。

○商工観光課長（平山早苗君） 議案第47号を説明いたします。

氷川町立神峡公園の指定管理者の指定についてで、提案理由は、氷川町立神峡公

園条例第14条第1項の規定に基づき、氷川町立神峡公園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町立神648番地4、立神峡里地公園管理運営協議会、会長、高山登様を指定管理者とし、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定するものです。

公募をしまして、説明会には2団体の参加がありましたが、応募されたのは、立神峡里地公園管理運営協議会1団体でした。候補者選定委員会では、この1団体の評定を行い、適当と判断されましたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、議案第48号をご説明いたします。

氷川町竜北物産館の指定管理者の指定についてで、提案理由は、氷川町竜北物産館条例第14条の第1項の規定に基づき、氷川町竜北物産館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

氷川町竜北物産館は、熊本県八代郡氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役、藤本一臣を指定管理者とし、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定するものです。

氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会で審査し、適当と判断されたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第48号のご説明を終わります。

続きまして、議案第49号についてご説明いたします。

氷川町農産加工研修センターの指定管理の指定についてで、提案理由は、氷川町農産加工研修センター条例第12条の第1項の規定に基づき、氷川町農産加工研修センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

氷川町農産加工研修センターは、熊本県八代郡氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役、藤本一臣を指定管理者とし、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定するものです。

氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項に規

定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるものとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会で審査し、適当と判断されたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第50号をご説明いたします。

竜北福祉センター、宮原福祉センター、宮原ふれあいセンターの指定管理者の指定についてで、提案理由は、氷川町福祉センター等条例第15条第1項の規定に基づき、氷川町福祉センター等の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設を氷川町島地651番地、社会福祉法人氷川町社会福祉協議会、会長、藤本一臣を指定管理者とし、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定するものです。

氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会で審査し、適当と判断されたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第50号についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 議案第51号をご説明いたします。

氷川町まちづくり酒屋の指定管理の指定について、提案理由は、氷川町まちづくり酒屋条例第14条第1項の規定に基づき、氷川町まちづくり酒屋の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

氷川町まちづくり酒屋は、熊本県八代郡氷川町宮原栄久31番地15、宮原まちづくり株式会社、代表取締役、藤本一臣様を指定管理者として、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間指定するものでございます。

氷川町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第5条第1項に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会で審査し、適当と判断されたので、指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第52号をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、八代広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

八代広域行政事務組合規約の一部を変更する規約。

八代広域行政事務組合規約の一部を次のように変更する。

第10条第2項中、「、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。」を「、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。」に改め、同条第3項を削る。附則で、この規則は、平成30年2月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、本日机前にお配りいたしました添付資料で詳しく内容をご説明させていただきます。

八代広域行政事務組合規約と地方自治法の抜粋を記載をいたしております。組合規約では、第10条第1項で会計管理者の人数を規定し、第2項で会計管理者は管理者の属する市町の会計管理者をもって充てると充て職規定を設けております。第3項で会計管理者に事故がある場合の代理規定を設けております。地方自治法では、収入役制度から会計管理者制度に移行しました平成19年4月1日から第168条第2項で、会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずると、自組織の職員から任命することが規定されております。なお、第169条においては、普通地方公共団体の長、副市町村長、監査委員と親子、夫婦または兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができないと規定されており、第2項で、第1項に規定する関係が生じたときには、会計管理者はその職を失うと規定されております。

八代広域行政事務組合におきましては、監査委員に選任された村川監査委員が八代市会計管理者の村川氏と兄弟関係にあり、地方自治法の規定により、組合会計管理者の職を失い、現在欠員となっていることから、地方自治法の趣旨に則り、広域組合職員のなかから任命するように規約を改正するために、必要な構成団体であります氷川町、八代市の議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第4号につきましてご説明をいたします。

次の者を氷川町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第4

23条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町大野880番地、高岡三郎、生年月日、昭和25年6月11日生まれでございます。

同氏は、平成4年9月に固定資産評価審査委員会委員に選任をされ、25年の長きにわたりまして職務に精励をしていただいております。卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、献身的にその職務にご尽力をいただいているところであります。今後とも職務遂行に期待ができますので、再任をお願いするものでございます。

続きまして、同意第5号につきましてご説明を申し上げます。

次の者を氷川町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿野582番地1、氏名、本田憲明、生年月日、昭和23年12月2日生まれでございます。

同氏は、平成21年9月に固定資産評価審査委員会の委員に選任をされ、8年間職務に精励をいただいております。卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後とも職務遂行に期待ができますので、再任をお願いするものでございます。

続きまして、同意第6号につきましてご説明をいたします。

次の者を氷川町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原855番地6、氏名、佐々木貞行、生年月日、昭和22年8月6日生まれでございます。

同氏は、平成20年3月に氷川町役場を退職をされ、その後、氷川町社会福祉協議会監査等の役職に就いておられます。役場職員時代は税務職を長く経験されておりまして、その間、税務係長、税務課長も歴任をされております。卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、職務を遂行していただけるものと期待はできますので、新しい委員として選任をいたしたく、同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。ここで、暫時休憩します。

5分間で、10分までですね。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第40号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今回、公募されて説明会には2団体来たということですが、団体は、所在地は全て町内でしょうか。

それから、実際、応募されたのは1団体ということで、選考委員会で適当と判断をしたということですが、確かこの応募では点数をつけて、以前は評価されていたと思うんですね。ちなみに、今回は応募が1団体ということで、その評価をされたかどうかというのを併せてお聞かせください。

○議長（上田健一君） 商工観光課長、平山早苗君。

○商工観光課長（平山早苗君） まず、最初の質問でございます。2団体来られたといううちの2団体とも町内かということでございますけれども、2団体とも町内の方

でございました。

2点目の点数で評価ということでございましたけれども、それぞれの委員が評定項目にそって点数をつけまして、その結果、適当ということで、今回の議案に上げさせていただいたものと思っております。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 2団体、二つとも町内の方だということですが、過去、経験のある団体なのか、新たな団体だったのかどうか教えてください。

もし点数が発表できるんだったら、その点数、確かいろんななんか制約があったかなってちょっと思うけど、評価したその点数、発表できるんだったらその点数をちょっと教えてください。

○議長（上田健一君） 商工観光課長、平山早苗君。

○商工観光課長（平山早苗君） 2団体のうち、今回提案申し上げている団体さんにつきましては、これは現在、指定管理をされている団体なんですけれども、新たな団体を立ち上げて、4月から指定管理に臨まれるということでお話を聞いております。もう1団体につきましては、今の団体さんの以前、指定管理を受けられていた団体に関連したところで一緒に事業をされていた方が一応説明会のほうには出席をされております。

点数につきましては、ちょっと私のほうからは判断しかねますので、発言のほうは控えさせていただきたいと思えます。

○議長（上田健一君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 審査委員会の委員長としてお答えをいたします。

点数につきましては、情報公開等の請求があれば、公開できる数字でございます。ただ、ちょっと手持ちを持っておりませんので、点数は具体的には申し上げられませんが、適当ではなくて、50%以上の点数を取得されていて、かなり高得点でございました。そして、またその他、適・不適の審査項目もございましたけど、それも全て「適」ということになっております。高得点による配点で、最終的にこの団体は適正ということで、審査会のほうで判定をしております。もし必要ならば、委員会等で点数のほうは別途ご提示できるかと思えます。

以上でございます。

○6番（吉川義雄君） わかりました。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号から同意第6号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から同意第6号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時17分